

一時払変額終身保険「プレミアライフM」の取扱開始について

株式会社みずほ銀行(頭取:西堀 利)は、2010年11月1日(月)より、全国の本支店で、一時払変額終身保険新商品「プレミアライフM」(正式名称:一般勘定移行型変額終身保険、引受保険会社:第一フロンティア生命保険株式会社)の取り扱いを開始いたします。

「プレミアライフM」は、健康状態の告知なしで80歳までご加入いただけ、一生涯にわたり死亡保障が続く終身保険です。

当行では、万に備える死亡保障機能をベースとし、資産運用や受取方法等でお客さまの豊かなセカンドライフの実現にお役立ていただける金融商品として、個人年金保険や一時払終身保険、医療保険等の保険商品の取り扱いを行っております。今回取り扱いを開始する一時払変額終身保険「プレミアライフM」は、「万一の時は少しでも多くの死亡保険金を受け取りたい」といったお客さまのニーズにお応えすることができる商品です。

「プレミアライフM」の主な特徴は以下のとおりです。
(商品のしくみ、費用については別紙をご参照願います。)

主な特徴**特別勘定(当初20年)と一般勘定(20年経過以後)による運用**

当初20年間は特別勘定により積立金を運用し、20年経過時に一般勘定に積立金を移行して運用を行います。

特別勘定運用期間中の死亡保険金額は、被保険者が死亡した日末の積立金額または死亡時最低保証金額(=特別勘定運用期間において死亡保険金額が最低保証される金額)のいずれか大きい金額となります。

一般勘定運用期間中の死亡保険金額は、一般勘定移行日前日の積立金額または死亡時最低保証金額のいずれか大きい金額をもとに移行時の基礎率等(予定利率、予定死亡率など)に基づき計算されるため、一般勘定移行時まで確定しません。

死亡保険金額のロールアップ

死亡時最低保証保険金額が、ご契約後6年目から毎年、一時払保険料の1%(単利)ずつ、契約年齢に応じて最高115%まで増加(ロールアップ)します。

80歳に達した年単位の契約応当日以後は増加(ロールアップ)しません。

運用成果の最低保証

特別勘定運用期間満了時(ご契約から20年後)の積立金額は、運用実績にかかわらず、一時払保険料の100%から115%(ご加入時の被保険者の年齢により異なります)が最低保証されます。

特別勘定運用期間中の解約返還金額には最低保証はありません。

運用環境への機動的な対応

特別勘定は、実質的に海外の株式・国内の債券および円建ての短期金融資産等に投資を行い、株式と短期金融資産の「変動率(資産の値動き)」を一定に保つようリスクをコントロールしながら運用し、長期的な資産の成長を目指します。

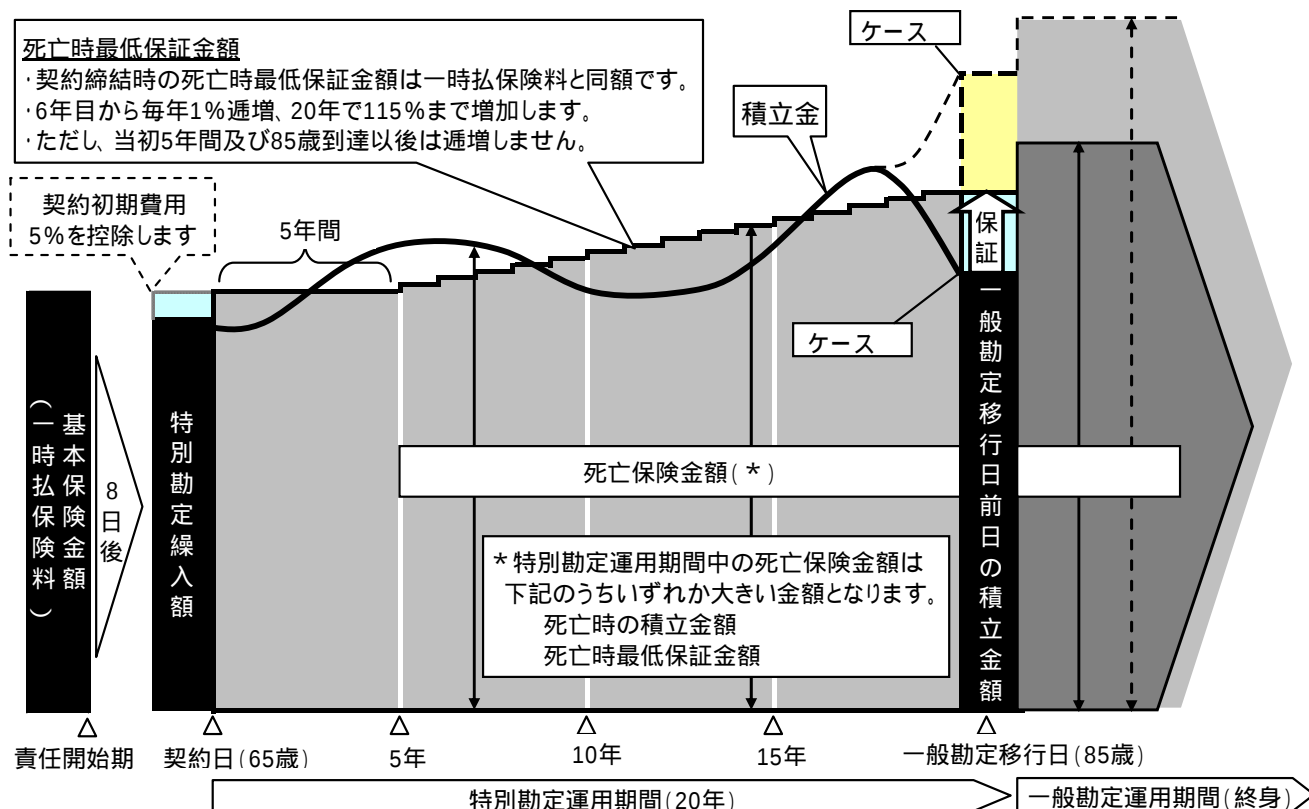
【一時払変額終身保険の主なご留意事項】

- 保険商品は、当行を募集代理店とする引受保険会社の商品であり、ご契約の主体はお客さまと保険会社になります。
- 本商品は、特別勘定運用期間中、積立金額、死亡保険金額、解約返還金額等が運用実績に基づいて変動するしくみの生命保険(一時払変額終身保険)です。
- 特別勘定の資産運用には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク等の投資リスクがあり、ご契約者および受取人はこれらのリスクを負うことになります。したがって、運用成果によっては、積立金額や解約返還金等が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金額、死亡保険金額、および解約返還金額等が削減されることがあります。

本商品の詳細については、全国の当行本支店の窓口でご確認ください。当行は、今後も保険商品のラインアップを充実させ、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

以 上

『プレミアライフM』のしくみ(65歳加入のケース)



上記はイメージ図です。

死亡時最低保証金額は基本保険金額(一時払保険料相当額)に、死亡時最低保証率(＊)を乗じた金額になります。

＊ 契約日から5年間は100%とし、以後1年経過ごとに1%を加えた率に増加します。ただし、年単位の契約応当日における被保険者の年齢が85歳以上である場合は、その契約応当日の前日の率と同じ率になります。このため80歳契約の場合、死亡時最低保証率は100%のまま一定となります。

【契約年齢と特別勘定運用期間満了時の死亡時最低保証率】

65歳以下	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳
115%	114%	113%	112%	111%	110%	109%	108%

73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳
107%	106%	105%	104%	103%	102%	101%	100%

しくみ図のケース、ケースの場合の一般勘定運用期間への自動移行のイメージは以下のとおりです。

ケース

積立金額が特別勘定運用期間満了時の死亡時最低保証金額を下回った場合
 死亡時最低保証金額をもとに計算し定額の終身保険に移行

ケース

積立金額が特別勘定運用期間満了時の死亡時最低保証金額を上回った場合
 積立金額をもとに計算し定額の終身保険に移行

ご契約のお取り扱い

契約年齢		0歳～80歳(契約日における被保険者の満年齢)
基本保険金額(一時払保険料)		200万円～5億円(1万円単位)
一般勘定運用期間中の死亡保険金額		200万円～7億円
告知		ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
保険期間	特別勘定運用期間	契約日から起算して20年
	一般勘定運用期間	特別勘定運用期間満了日の翌日(一般勘定移行日)以後、終身
死亡保険金受取人		被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定
特約	死亡給付金等の年金払特約	死亡保険金額を一時金にかえて年金で受け取ることが可能です。
	運用期間中年金支払移行特約	運用期間中に年金支払に移行することが可能です。 特約年金原資額は、特約年金支払開始日の前日末の解約返還金額となります。
特別勘定		株式資産部分、短期金融資産部分、債券資産部分で構成
	株式資産部分	米国株式(為替ヘッジあり): 50%
		欧州株式(為替ヘッジあり): 50%
	短期金融資産部分	コールローン、CD、手形、債券現先など
	債券資産部分	国内債券
契約初期費用		基本保険金額に対して5.0%
保険契約関係費		特別勘定の資産総額に対して、年率2.60%
資産運用関係費(*1)		信託報酬は、投資信託の資産総額に対して、年率0.1365%(税込)
解約控除		基本保険金額に対して 1.6%～0.8%(5年未満に解約の場合)
年金管理費(*2)		支払われる年金年額に対して1.0%

(*1) 資産運用関係費は、特別勘定の資産運用にかかる費用で、投資信託の信託報酬等です。また、上記のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税等を間接的にご負担いただきます。なお、売買委託先、売買金額等によって手数料率が変動する等の理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2010年9月現在の数値であり、運用会社により今後変更される場合があります。

(*2) 「死亡給付金等の年金払特約」または「運用期間中年金支払移行特約」を付加して特約年金をお受け取りになる場合にご負担いただきます。

【一時払変額終身保険の主なご留意事項】

- 保険商品は、当行を募集代理店とする引受保険会社の商品であり、ご契約の主体はお客さまと保険会社になります。
- 本商品は、特別勘定運用期間中、積立金額、死亡保険金額、解約返還金額等が運用実績に基づいて変動するしくみの生命保険(一時払変額終身保険)です。
- 特別勘定の資産運用には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク等の投資リスクがあり、ご契約者および受取人はこれらのリスクを負うことになります。したがって、運用成果によっては、積立金額や解約返還金等が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金額、死亡保険金額、および解約返還金額等が削減されることがあります。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、専用の「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット」・「ご契約のしおり・約款」および「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。